

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 3 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 3 年 9 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 請願の審査報告について (請願第 3 号)

日程第 2 依頼の審査報告について (依頼第 1 号)

追加日程第 1 発委第 2 号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出
について

追加日程第 2 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書の提出について

日程第 3 議案第 40 号 令和 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 4 議案第 41 号 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1
号)

日程第 5 議案第 42 号 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 6 議案第 43 号 令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 44 号 令和 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 45 号 令和 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 46 号 令和 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)

日程第 10 議案第 47 号 令和 2 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 48 号 令和 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 12 議案第 49 号 令和 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 13 議案第 50 号 令和 2 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 14 議案第 51 号 令和 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

日程第 15 議案第 52 号 令和 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 16 議案第 53 号 令和 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 17 議案第 54 号 令和 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 18 議案第 55 号 令和 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第19 議案第56号 令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第57号 令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第58号 令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第59号 令和2年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第60号 令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第61号 令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第62号 令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第63号 令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第27 議案第64号 有田川町過疎地域における持続的発展のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第65号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第66号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第67号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第68号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第69号 有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 議案第75号 令和3年度有田川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第38 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第39 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第40 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番 堀江 眞智子

2番 増谷 憲

3番 椿原竜二
5番 星田仁志
7番 谷畑進
9番 林宣男
11番 佐々木裕哲
13番 森谷信哉
16番 亀井次男

4番 中島詳裕
6番 片畑進之
8番 小林英世
10番 殿井堯
12番 岡省吾
15番 湊正剛

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新家弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 中島詳裕

11番 佐々木裕哲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	林光彦	教育長	片嶋博
教育部長	細野正人		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第3号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、請願の審査報告について（請願第3号）を議題といたします。

請願第3号として、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願書が、本定例会第1日目において総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。

請願第3号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願書が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る9月2日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、出席者全員が賛成し、採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

請願第3号について、消極的賛成討論をさせていただきます。

これはインボイスの導入により、特例を設ける旨の請願であります。そもそも軽減税率を口実に導入されましたこのインボイスであります。大きな問題点があります。中小業者やフリーランス、農業者などにとって、取引における消費税額を示すインボイスは、売上高1,000万円以下の消費税免税業者も、結果的には課税業者になるよう迫られるということでもあります。これをしなければ取引から排除されます。全国の500万社のうち160万社が新たに課税業者になると見られております。例えば、個人タクシーや運送業界、建設の下請業者、そして文化芸能関係など多岐にわたっております。今の販売農家なども影響を受けて排除されることとなります。

以上のことから、シルバー人材センターの特例だけでなく、本来ならば該当する中小業者など全体を視野に入れた項目も入れるべきだということを申し上げて、消極的賛成討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

……………日程第2 依頼の審査報告について（依頼第1号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、依頼の審査報告について（依頼第1号）を議題といたします。

依頼第1号として、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてが、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。

依頼第1号、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての依頼が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る9月2日に委員会を開き、依頼の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、出席者全員が賛成し、採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この依頼に対する委員長報告は採択です。

この依頼を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時37分

再開 9時38分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第2号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について及び発委第3号、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

発委第2号及び発委第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第1 発委第2号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、発委第2号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

発委第2号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という）は、高年齢者等の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提

供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度を導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイス（適格請求書）を発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月15日、和歌山県有田川町議会。

提出先といたしましては、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………追加日程第2 発委第3号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第2、発委第3号、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

発委第3号、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財源は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関連経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令

和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年9月15日、和歌山県有田川町議会。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第3 議案第40号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第40号、令和3年度有田川町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。議案第40号について質疑をさせていただきます。

19ページの備品購入費39万2,000円ありますが、サーバーエラーに伴うパソコン購入とお聞きしております。今回、エラーになった原因であります、例え

ば500エラー、つまりサーバー自体に何らかの原因があり正しく表示されない場合、もしくは503エラー、リクエスト要求の過多により処理ができなくなった場合、そして、あるいは機器の老朽化になるのでしょうか。この点いかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回のエラーは、老朽化によるハードディスクが壊れた、ハードディスクの破損です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これに伴う代替えの備品ということなんですけども、今度購入予定のパソコンで十分対応できるということで、これは長期に見ての判断になるのでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今回購入予定のハードディスクが複数あって、RAID機能を有したパソコンなら当面对応できるということでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

当面ということは、将来的にはまた検討するという事も考えるわけですね。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

機械物でありますから、経年劣化によってその時期を見極めて、また代替え機種を購入することになるかと思えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、公共施設等整備総合管理計画と過疎地域持続的発展市町村計画の委託の問題

であるんですが、この二つの計画は、前回どこに委託されたか御説明いただけますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

前回、公共施設等総合管理計画は株式会社ぎょうせいさんに委託しております。過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、町の職員で作成してございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度、公共施設等総合管理計画の見直し業務について伺いますが、平成29年3月の計画では、町内の公共施設は1982年のつまり昭和57年以降のものが78.8%、そして1980年以前のものが21.2%と表記されています。延べ336施設があります。公共施設のやり替える目安の期間であります。大規模改修で30年、建替えになりますと60年とあります。また、更新単価も示されております。更新費用の試算も示されておりますけれども、今後40年間、このまま公共施設を全て保有し続けた場合の更新費用は1,871億6,000万円、年平均46億8,000万円と試算をされております。公共施設だけでは692億8,109万4,000円、年平均17億3,207万7,000円です。大規模改修費用は、今後10年間生じるということを見通されております。それで管理手法の見直しや更新時期の分散化を図る必要があるとされていますが、早期の予防的な修繕・統合・廃止・取壊しの検討、防災上必要な施設の耐震化とあります。そこで、まずこの間の施設の大規模改修や廃止等を入れての見直しや施設延命、統合・廃止の計画が中心になっているのではないかと。また、更新費用や単価の見直しもされるのではないですか。

二つ目に、計画の検討する調整会議は、この間、何回開いてきたのでしょうか。

三つ目に、委託料の積算根拠はどうなっていますか。

四つ目に、耐震化は大事であります。現在の施設の耐震化率と見直しによる耐震化率を何%まで引き上げる計画となっているのか。

以上4点、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に町が管理する施設全体の実態を把握し、その課題を長期的な視点で計画的に取り組むための基本方針として作成しました。令和2年3月に各施設別の統廃合、延命、対策費用などを示した公共施設個別計画を策定し、各施設の今後の在り方の方向づけをしています。

また、更新費用や単価の見直しについては、今回の見直し業務で行う予定であります。

そして、もう一つの今後の財政運営を考えたら統廃合が中心になるんじゃないかというところではありますが、財政的に考えれば統廃合が負担が少なく済むと思うのですが、施設の利用でありますとか、実態に合わせて検討していくことになるかと考えています。

あと調整会議何回というところでもあります。中間年度で1回、会議を行っております。

今回計上させていただきましたところの委託料の積算根拠はというところがございますが、業者に見積もりを依頼して根拠としてございます。

あと耐震化について目標を定めるんかというところだと思うんですが、今回の見直しで耐震化率を計画へ盛り込めるか検討していきたいと思っております。現在の耐震化率というのは80.1%でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはございませんか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第41号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第41号、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第42号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第42号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第43号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第43号、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第44号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第44号、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第45号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第45号、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第46号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第46号、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第10、議案第47号から日程第25、議案第62号までの議案16件を一括議題としたいと思いますが、それに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第47号から日程第25、議案第62号までの議案16件を一括議題といたします。

……………日程第10 議案第47号から日程第25 議案第62号……………

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第62号までの16件は、決算審査特別委員会において審査中の事件であり、会議規則第75条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申出があります。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第62号までの16件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

……………日程第26 議案第63号……………

○議長（森谷信哉）

日程26、議案第63号、令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、星田仁志君。

○産業建設住民常任委員会委員長（星田仁志）

ただいま議長の御指名をいただきましたので、議案第63号、令和2年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、9月7日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長、課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

決算書の水道事業報告書に記載の令和2年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が6,971件で114件の増加、率では対前年度比1.7%増加しました。また、給水人口は1万6,521人で、昨年度から99人の増加となりました。

総有収水量は前年度に比べ約6万5,000立方メートル増加し、213万2,000立方メートルと対前年度比3.2%増加しております。

また、令和2年度の収支状況は、損益計算書にありますように、当年度純利益が1億2,934万3,000円で黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は1億5,713万1,000円となりました。

営業収支の内訳については、事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にあり

ますように、給水収益などの営業収益が前年度より1,721万1,000円の減収となり、営業費用については、前年度に比べ195万7,000円増加、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,552万3,000円となり、昨年度に比べ1,916万8,000円の減少となっています。

また、決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な収支については、支出に対し収入が7,169万円不足しましたので、過年度分並びに当年度分の損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

また、利益剰余金の処分については、剰余金処分計算書（案）において、建設改良積立金に1億円を積み立てる処分とし、残りは翌年度へ繰り越すこととしております。

続いて企業債についてですが、企業債明細書にありますように、令和2年度の償還金については、当該年度償還高は3,655万8,000円でした。また、当年度の建設改良事業において企業債を発行しなかったことにより、令和2年度末の企業債未償還残高は4億7,750万7,000円となりました。

次に、経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は151円82銭で、13番の給水原価の130円30銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でした。

4番の有収率については、80.1%と前年度の80.4%に比べ0.3ポイントとわずかながら低下していました。漏水はコストがかかった水を失っているということですので、今後においても経営効率を重視し、有収率の向上に向けて継続的な取組を行うとともに、老朽管の更新なども行い、有収率の向上を目指していくとの説明を担当課から受けております。

次に、水道使用料についての未収金は日々回収の努力をされ、少額とはなっているものの、悪質な滞納者には公平公正の観点から断固たる態度で回収に臨んでいただき、給水停止措置も含め厳正な対応を引き続き図られるよう要望いたします。

最後に、今後も安心・安全な飲料水を安定して供給できる体制づくりに、なお一層取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上が審査の経過であります。令和2年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上、委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

……………日程第27 議案第64号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第64号、有田川町過疎地域における持続的発展のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第28 議案第65号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第65号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第65号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑

をさせていただきます。

これは個人番号再交付を削除することについては、この業務を地方公共団体情報管理システム機構が行うことによる変更であります。今後は、システム機構がマイナンバーの再交付等の手数料徴収を町へ委託するものでありますが、国はシステム機構に事務に関する財源措置を行うとなっておりますけれども、町に対しては委託されるということで徴収の委託業務に係る諸費用はシステム機構から出されるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

機構からの市町村への委託料の支払いは予定されていませんが、手数料徴収事務に要する市町村の事務経費については、マイナンバーカード交付事務補助金及び普通交付税措置の対象となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

システム機構が徴収するということになってきますと、システム機構が再交付の手数料を決定していくということになると思うんです。そうなりますと、今後、手数料の引上げも可能というか、できることとなりますよね。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

手数料につきましては機構が定め、変更しようとするときは総務大臣の許可を受けるとなっており、そういった場合も想定できます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この施行が9月1日となっておりますね。本来なら、もう9月1日、結構もう今日までたってるので、だからそういう点から言いますと、6月議会で本来なら提案すべきだったと思うんですが、なぜなかったのかということと、再交付等の手数料ですが、歳入歳出外現金、つまり地方自治法235条の4の預かり金に当たると思うんですが、どこへ保管しておくのですか、また会計課が担当しておくのでしょうか、この点をお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

さきの9月1日からの適用となっている議案の件になるんですけども、6月議会の議案上程の際には、法案の成立時期が未定であったため、条例改正の時期は9月議会となりました。

あと手数料についてですけども、歳計外現金として収入後、会計課で管理する指定金融機関の別段預金に入金して保管いたします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第65号について、反対の立場から討論させていただきます。

これはマイナンバー法の改正によるものでありますけれども、この大元の制度を把握しておくことが必要であります。今は社会保障・税・災害対策の3分野で個人情報の特定確認ができます。取得は任意で、制度発足から5年経過しても普及率は全国的に23%であります。

そもそも2022年度末までに全国民に持たせることを方針にしながら、今年の3月から健康保険証の一体化、またさらに運転免許証との統合も計画に入れております。さらに様々な分野にまで広げ、まさにマイナンバーカードによる国民の情報の集約化、一元管理が目的であります。マイナンバー法第1条にあるように、もともとこの制度は行政運営の効率化や行政分野におけるより公正な給付と負担の確保にありましたが、制度自体大きく変わろうとしております。

さて、今回の条例制定は、マイナンバーカードの作成等、町からの委任でなく地方公共団体情報管理システム機構自ら行うことにより、これに係る手数料は機構が集めることとなります。問題は、今の金額よりも知らないところで引き上がるおそれがあるということでありまして、また歳入歳出外現金となり管理上の問題が発生しないか心配します。しかも全国の事例から情報漏えいの懸念は拭えないことも指摘して、国からの改正によるものでありますけれども反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 2 9 議案第 6 6 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 2 9、議案第 6 6 号、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2 番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 6 6 号について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の条例の制定の大元にあるのは、デジタル化を利用してあらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにしようとしているところから来ています。ですから、この内容から反対する説明が必要となります。最大の問題は、今回の改正のように情報の集約先が総理大臣になるということでもあります。

第 2 に、個人情報の保護が欠落しております。個人情報保護法が改正され、匿名加工すれば個人情報を本人同意なく第三者に提供する項目があります。例えば、住宅金融支援機構から民間の住信 S B I ネット銀行へ年収、家族構成、そして職業、郵便番号など約 1 1 8 万人分の加工された情報が、住宅ローンの A I 審査モデルの構築のために、本人の同意もなく提供されたこともありました。また、リクルート社が学生向けリクナビ、就職情報サイトを利用する学生の閲覧履歴等を A I で分析し、内定を辞退する可能性を 5 段階のスコアにして採用企業に販売していた事件、またアマゾンでは、A I を用いた人材採用システムが過去の傾向から女性求職者に不利な評価を行った事例など、個人をレッテル張りし、信用力を点数化してサービスや取引から排除することも行われております。自治体の多くが利用している L I N E 社では、利用者情

報が中国の委託企業で閲覧できる状態にもありました。政府もリクナビのような事例が起きないと答弁できなかつたほどであります。

第3に、個人情報を一元化し、自治体が独自に制定する保護条例に縛りをかけます。

第4に、自治体の条例による個人情報のオンライン結合、いわゆる情報連携の禁止を認めていません。これにより今の条例で匿名化条項を持っているのはわずかで、多くの自治体の条例ではオンライン結合による個人情報の提供を原則禁止しつつ、必要な場合は審議会の諮問で規定を設けています。これがデータの利活用を求める企業にとっては邪魔な項目ですから、オンライン連携を認めようとなります。

五つ目に、自治体クラウドでも住民の多様なニーズに応えるための仕様変更、いわゆるカスタマイズを認めないことが問題になっています。例えば、富山県の上市町の議会質問で、3人目の子どもの国保税免除などを求めたことに対し、自治体クラウドを使っていることを理由に、システムの仕様変更はできないから免除はできないと拒否した事例がありました。自治体独自の施策の抑制につながることは目に見えております。

第6に、デジタル化で対面サービスを後退させる事例が相次いでいることです。

第7に、デジタル関連法はスピード審議のため、いまだに議事録が公開されておられませんし、パブリックコメントも実施せず閣議決定されました。そして、多くの問題点や誤りがあったと認め、附帯決議がつけられるほどであります。

以上の理由から、国からの改正によるものでありますけれども、反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第30 議案第67号……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、議案第67号、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第67号について、討論させていただきます。

既に討論させていただきました議案第65号・66号の内容により反対討論といたします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第31 議案第68号……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議案第68号、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第32 議案第69号……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議案第69号、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第33 諮問第1号……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は、適任との意見を答申することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第34 諮問第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は、適任との意見を答申することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第35 諮問第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本件は、適任との意見を答申することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第36 議案第75号……………

○議長（森谷信哉）

日程第36、議案第75号、令和3年度有田川町一般会計補正予算（第6号）を議

題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この補正予算で、飲食・宿泊・サービス業等支援金1,620万円ではありますが、予定してる事業所数を旧町別に何件になるのか説明をしていただきたいのと、また従業員数の区分分けなどと金額を分かれば示していただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

これにつきましては、県の担当課からありました情報に基づいて予算を算定しております。旧町別ということはできませんでした。また、従業員の区別の数値は得られていませんが、総事業数は90件を想定しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の段階は分らんと。決算時期を迎えたら数を出していただけますよね。お願いできますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

はい。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

続いて、感染症対策に要する消耗品費60万円ですけれども、パルスオキシメーター購入と聞いておるんですが、学校と保育所に幾つ配るんでしょうか。そして、各施設での活用になるのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

小中学校、保育所、支援センター、合計20施設へそれぞれ一つずつ配って活用する予定でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それで、もしその学校等におられた子どもさんなどが酸素濃度が低くて、測った場合、明らかにそういう数値が出ると、そうなったときの対応をどのように考えているのか説明していただけますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

そういった事態になれば、すぐに保護者に連絡して医療機関を受診していただくこととなります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第37、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第38 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。

……………日程第39 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題といたします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。よろしく願いいたします。

……………日程第40 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 10時33分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

4 番 議 員            中   島   詳   裕

11 番 議 員            佐 々 木   裕   哲